

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 常任理事及び理事は、本連盟の事業の運営及び会務にあたり、かつ、いずれかの専門部に属しこれを担当する。
  - 4 監事は、本連盟の会計の状況を監査し、総会に報告する。
- (役員任期)
- 第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (役員解任)
- 第13条 役員は、本人から文書により辞意表明がなされ、理事会が承認した場合、解任するものとする。

#### 第4章 名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与

(名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与)

- 第14条 本連盟に、名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与をおくことができる。

(名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与の推挙)

- 第15条 名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与の推挙は、理事会の議決を経て、総会において承認を得るものとする。
  - (1) 名誉顧問 85歳に達した常任顧問及び顧問は名誉顧問に推挙することができる。
  - (2) 常任顧問 会長経験者を常任顧問とする。
  - (3) 顧問 副会長経験者などを顧問とする。
  - (4) 参与 75歳以上の者で、本連盟に長年にわたる多大な貢献者。県内外の書道実績が著しい書道指導者又は書道団体組織等の指導者の中から推挙するものとする。

(名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与の職務)

- 第16条 名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 名誉顧問・常任顧問及び顧問は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じる。
  - (2) 常任顧問・参与は、本連盟の求めに応じて、本連盟の運営に参画することができる。

#### 第5章 総会

(総会の種別)

- 第17条 本連盟の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第18条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第19条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業報告及び決算の承認
  - (2) 事業計画及び予算の決定
  - (3) 役員を選出、名誉顧問・常任顧問・顧問及び参与の承認
  - (4) 規約の変更
  - (5) その他重要な事項

(総会の開催)

- 第20条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は理事会が開催を請求したときに開催する。

(総会の招集)

- 第21条 総会は、会長がこれを招集する。

(総会の議長)

- 第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第23条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状が提出された場合は、出席したものとみなす。

(総会の議決)

- 第24条 総会の議事は、第9章 第41条を除き出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。